

介護老人保健施設 ケア・ガーデン青森
通所リハビリテーションのご案内
(令和7年4月1日現在)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 介護老人保健施設 ケア・ガーデン青森
- ・開設年月日 平成6年6月15日
- ・所在地 青森県青森市古館1丁目2-1
- ・電話番号 017-744-3311 ・FAX番号 017-744-3316
- ・管理者名 高柳 泰宏
- ・介護保険事業所番号 介護老人保健施設 (0250180098号)

- (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針 介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他 必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ケア・ガーデン青森通所リハビリテーションの運営方針]

- 当事業所では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法等その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努めます。
- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
 - 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。
 - 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
 - 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
 - 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
 - 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行いません。外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。
 - 8 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めます。

(3) 通所リハビリテーションの職員体制

	常勤換算人数	業務内容
・医師	1名以上	病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う
・看護職員	1名以上	医師の指示に基づき投薬、検温等の医療行為を行う。また施設サービス計画及びリハビリテーション計画に基づく看護を行う
・介護職員	4名以上	施設サービス計画及びリハビリテーション計画に基づく介護を行う
・支援相談員	1名以上	利用者、家族からの相談に適切に応じると共に、レクリエーション等の計画、指導をする。また、市町村との連携をはかるほかボランティアの指導を行う
・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士	1名以上	医師や看護師等と共同してリハビリテーション計画書を作成すると共に、リハビリテーションの実施や実施に際しての指導を行う
・管理栄養士	1名以上	利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う
・事務職員	必要数	庶務及び会計ならびに受付業務を行う
・施設員	必要数	運転業務及び施設内外の環境整備、並びに修理業務を行う

(4) 営業日及び営業時間

毎週月曜から土曜日まで（8月13日・12月31日から1月3日までを除く）
営業日の午前9時から午後3時30分まで

(5) 通所リハビリテーション定員 35名（介護予防通所リハビリテーション利用者を含む）

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
 - ② 昼食 12時00分～（※食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。
ただし、利用者の身体の状態に応じてシャワー浴や清拭となる場合があります。）
 - ④ 医学的管理・看護
 - ⑤ 介護
 - ⑥ リハビリテーション
 - ⑦ 相談援助サービス
 - ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
 - ⑨ その他
- *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

3. 事業所利用に当たっての留意事項

- ・ 事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に事業所は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせません。食品の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 事業所内は禁酒・禁煙となっています。
- ・ 防火管理上、火気の取扱いは禁止します。
- ・ 設備、備品の利用は、事前に職員に申し出るようお願いいたします。

介護老人保健施設ケア・ガーデン青森
通所リハビリテーション利用料金について
《利用者負担料金表》
(令和7年4月1日現在)

1. 介護保険証等の確認

ご利用初回日、更に毎月初回利用日にご利用者の健康保険者証、介護保険証等を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーションについては、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 通所リハビリテーションの基本料金

利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です）

〈基本料金 1割負担〉

[1時間以上2時間未満]	[2時間以上3時間未満]
・要介護1 369円	・要介護1 383円
・要介護2 398円	・要介護2 439円
・要介護3 429円	・要介護3 498円
・要介護4 458円	・要介護4 555円
・要介護5 491円	・要介護5 612円
[3時間以上4時間未満]	[4時間以上5時間未満]
・要介護1 486円	・要介護1 553円
・要介護2 565円	・要介護2 642円
・要介護3 643円	・要介護3 730円
・要介護4 743円	・要介護4 844円
・要介護5 842円	・要介護5 957円
[5時間以上6時間未満]	[6時間以上7時間未満]
・要介護1 622円	・要介護1 715円
・要介護2 738円	・要介護2 850円
・要介護3 852円	・要介護3 981円
・要介護4 987円	・要介護4 1,137円
・要介護5 1,120円	・要介護5 1,290円

<加算>

※ 入浴介助加算（Ⅰ）	40円/日
入浴介助加算（Ⅱ）	60円/日
※ リハビリテーションマネジメント加算（ロ）（同意日属する月より6月以内）	593円/月
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）（同意日属する月より6月超）	273円/月
（※ リハビリ事業所の医師が利用者・家族へ説明し同意を得た場合）	（ロ）に加え270円/月
※ リハビリテーション提供体制加算	24円/回
※ 短期集中個別リハビリテーション実施加算	110円/日
※ 若年性認知症利用者受入加算	60円/日
※ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回限度）	20円/回
※ 重度療養管理加算（要介護3、4又は5に限る）	100円/日
※ 中重度者ケア体制加算	20円/日
※ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円/回
※ 退院時共同指導加算（1回を限度）	600円/回
※ 科学的介護推進体制加算	40円/月
※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき 所定単位数×86/1000
※ 送迎減算（事業所が送迎を行わない場合）	所定単位数から片道47円減

<基本料金2割負担>

[1時間以上2時間未満]

・要介護1	738円
・要介護2	796円
・要介護3	858円
・要介護4	916円
・要介護5	982円

[2時間以上3時間未満]

・要介護1	766円
・要介護2	878円
・要介護3	996円
・要介護4	1,110円
・要介護5	1,224円

[3時間以上4時間未満]

・要介護1	972円
・要介護2	1,130円
・要介護3	1,286円
・要介護4	1,486円
・要介護5	1,684円

[4時間以上5時間未満]

・要介護1	1,106円
・要介護2	1,284円
・要介護3	1,460円
・要介護4	1,688円
・要介護5	1,914円

[5時間以上6時間未満]

・要介護1	1,244円
・要介護2	1,476円
・要介護3	1,704円
・要介護4	1,974円
・要介護5	2,240円

[6時間以上7時間未満]

・要介護1	1,430円
・要介護2	1,700円
・要介護3	1,962円
・要介護4	2,274円
・要介護5	2,580円

<加算>

※ 入浴介助加算（Ⅰ）	80円/日
入浴介助加算（Ⅱ）	120円/日
※ リハビリテーションマネジメント加算（ロ）（同意日属する月より6月以内）	1,186円/月
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）（同意日属する月より6月超）	546円/月
（※ リハビリ事業所の医師が利用者・家族へ説明し同意を得た場合）	（ロ）に加え540円/月
※ リハビリテーション提供体制加算	48円/回

※ 短期集中個別リハビリテーション実施加算	220円/日
※ 若年性認知症利用者受入加算	120円/日
※ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回限度）	40円/回
※ 重度療養管理加算（要介護3、4又は5に限る）	200円/日
※ 中重度者ケア体制加算	40円/日
※ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	44円/回
※ 退院時共同指導加算（1回を限度）	1,200円/回
※ 科学的介護推進体制加算	80円/月
※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき 所定単位数×86/1000
※ 送迎減算（事業所が送迎を行わない場合）	所定単位数から片道47円減

〈基本料金 3割負担〉

[1時間以上2時間未満]

・要介護1	1,107円
・要介護2	1,194円
・要介護3	1,287円
・要介護4	1,374円
・要介護5	1,473円

[2時間以上3時間未満]

・要介護1	1,149円
・要介護2	1,317円
・要介護3	1,494円
・要介護4	1,665円
・要介護5	1,836円

[3時間以上4時間未満]

・要介護1	1,458円
・要介護2	1,695円
・要介護3	1,929円
・要介護4	2,229円
・要介護5	2,526円

[4時間以上5時間未満]

・要介護1	1,659円
・要介護2	1,926円
・要介護3	2,190円
・要介護4	2,532円
・要介護5	2,871円

[5時間以上6時間未満]

・要介護1	1,866円
・要介護2	2,214円
・要介護3	2,556円
・要介護4	2,961円
・要介護5	3,360円

[6時間以上7時間未満]

・要介護1	2,145円
・要介護2	2,550円
・要介護3	2,943円
・要介護4	3,411円
・要介護5	3,870円

〈加算〉

※ 入浴介助加算（Ⅰ）	120円/日
入浴介助加算（Ⅱ）	180円/日
※ リハビリテーションマネジメント加算（ロ）（同意日属する月より6月以内）	1,779円/月
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）（同意日属する月より6月超）	819円/月
（※ リハビリ事業所の医師が利用者・家族へ説明し同意を得た場合）	（ロ）に加え810円/月
※ リハビリテーション提供体制加算	72円/回
※ 短期集中個別リハビリテーション実施加算	330円/日
※ 若年性認知症利用者受入加算	180円/日
※ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回限度）	60円/回
※ 重度療養管理加算（要介護3、4又は5に限る）	300円/日
※ 中重度者ケア体制加算	60円/日
※ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	66円/回
※ 退院時共同指導加算（1回を限度）	1,800円/回
※ 科学的介護推進体制加算	120円/月

※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

1月につき 所定単位数×86／1000

※ 送迎減算(事業所が送迎を行わない場合)

所定単位数から片道47円減

(2) 食費 昼食代(おやつ代も含む)

660円

(3) 支払い方法

毎月10日(10日が休日の場合はその前後の平日)に、前月分の請求書を発行します。

お支払い方法はその月の27日(休日の場合は翌金融機関営業日)にご指定口座より自動引き落としとなります。

なお、引落手数料はご利用者負担となります。

領収書は次月分請求書と一緒に発行いたします。

個人情報の利用目的

(令和3年10月1日現在)

介護老人保健施設ケア・ガーデン青森では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する事業所理念のもと、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当事業所の内部での利用に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる学生の実習への協力
 - －当事業所において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供